

# デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託仕様書

## 1 業務名

---

デジタル広告を活用した県政情報発信業務

## 2 委託業務の目的

---

本県では、県民等に県政情報を届けられるよう、広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の各媒体で広報を実施しているが、各広報媒体に対する認知度は、若年層を中心に低下しており、情報が十分に届いていないといった課題がある。

そのため、デジタル広告などの新たな媒体を活用した県政情報の発信を通じて、より広く県民に広報を行っていく必要がある。また、訴求力の高い画像や動画などでの情報発信が可能といったデジタル広告の特性を活かし、若年層を含め、より幅広く県政の情報を発信し、県民への周知や人々の行動変容に繋げていくことを目指す。

## 3 委託予定金額

---

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内  
※うち7,000千円を広告配信料に充てること。

## 4 業務内容

---

### (1) 広告の実施

- ・受託期間中に24件の広告を制作、配信する。内訳については、特に力を入れて広報するテーマ6件は動画広告及びバナー広告を制作・配信し、18件はバナー（画像）広告を制作、配信するものとする。ただし、広告の本数は県と協議のうえ、変更する場合がある。
- ・具体的な広告のテーマは県と協議のうえ、決定する。
- ・広告ごとの配信期間は原則、2週間とする。ただし、テーマに応じて、配信期間を変更する場合がある。
- ・広告のターゲットは、県民とする。ただし、テーマに応じて年代などでターゲットを絞る場合がある。
- ・広告制作・配信にあたり、広告テーマの担当部局の意向等を確認するため、必要な打ち合わせに参加すること。
- ・次の①、②で制作する広告のクリエイティブは特に20～30代の若年層が興味・関心を持ってもらえるものを制作する。

### ① 動画制作

- ・尺が15秒のショート動画を制作する。
- ・動画は県が提供する写真や映像等を基に制作する。
- ・事業効果を高めるため、受託者による撮影が必要となる場合は、撮影日のスケジュール調整やカメラマンの手配等、撮影に付随する必要なすべての業務を実施する。
- ・動画の納品前に県の確認を受け、県からの修正依頼等に対応する。

### ② バナー制作

- ・県が提供する資料や写真、画像データ等を基にバナーを制作する。

- ・ バナーは広告1件につき複数のデザインを制作し、広告配信媒体の規格に合わせたものを複数サイズ制作することとする。
- ・ バナーの納品前に県の確認を受け、県からの修正依頼等に対応する。

※①、②で制作した動画とバナーは広告配信に使用するほか、県からの依頼に応じて、県公式SNS（LINE、X、Instagram）やデジタルサイネージなどにも掲載できるよう、掲載媒体ごとに最適なサイズ、ファイル形式に加工・編集を行うこと。

### ③ 広告の出稿・管理・編集

- ・ 広告配信媒体については、広告ごとに事業者から県に提案し、県と協議の上、決定する。
- ・ ※上記①、②で制作したもののほか、県で別途、制作した動画、バナーを出稿する場合がある。
- ・ 広告配信前に実際に配信される広告のイメージを県と情報共有すること。
- ・ 広告ごとにインプレッション、クリック数（率）、再生数等の目標値や広告のテーマに即したターゲティング設定を県に提案する。
- ・ 広告の誘導先は県ホームページ、または県が指定するコンテンツとする。
- ・ 出稿した広告の運用状況を適宜確認・管理し、クリック数（率）などの成果が想定値と比較して良くない場合などは、出稿期間中であってもターゲティングや広告クリエイティブの変更など、必要な作業を行う。実施した内容は速やかに県に報告すること。

### (2) 広告の効果測定等

- ・ 広告の効果測定結果（配信した広告媒体ごとのインプレッション、クリック数（率）、再生数等のレポート）を県に報告する。なお、広告配信期間中においても、県の依頼に応じて、インプレッションやクリック数といった数値を報告すること。
- ・ 広告測定結果の検証・分析を行い、県に報告する。
- ・ 効果測定結果を踏まえ、業務実施期間中の広告実施の効果を高めるための提案を県に行う。

## 4 業務の進め方

- (1) 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (5) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるも

のとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県の指示を受けて処理すること。

## 5 成果物の納品

---

以下を納品すること。

(1) 納品物

① 制作したバナー、動画のデータ

※県公式SNSなどへの掲載に対応した形式で納品すること。

② 実施した広告ごとの効果測定結果（レポート）

③ 業務完了報告書 1部

※業務全体の概要、実績、効果、改善点の提案等を含んだ内容とすること。

(2) 納品先

石川県知事室戦略広報課広報グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(3) 納期

(1)①、② 完成の翌日まで

(1)③ 令和8年3月31日

## 6 その他

---

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて県に帰属するものとする。

ただし、受託者と県の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を県に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

(2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 「個人情報の取扱いに係る特記事項」を参考に、個人情報をはじめとするセキュリティ対策に万全を期したものとする。

(5) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、または、本仕様書に定めのない事項に関しては、速やかに県まで連絡し、その指示を受けること。

(7) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

## 別記

### 個人情報 の 取扱い に 係る 特記 事項

#### (趣旨)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報 の 保護 の 重要 性 を 認識 し、この 契約 による 事務 の 実施 に 当たっ ては、個人 の 権利 利益 を 侵害 する こと の ない よう、個人 情報 の 取扱い を 適正 に 行わ なければ なら ない。

#### (秘密 の 保持)

第2 乙は、この 契約 による 事務 に 関し て 知り 得た 個人 情報 の 内容 を みだり に 他人 に 知らせ、又は 不当 な 目的 に 利用 して は なら ない。この 契約 が 終了 し、又は 解除 され た 後 におい て も 同様 と する。

2 乙は、この 契約 による 事務 に 従事 して いる 者 対し て、在職 中 及び 退職 後 におい て も この 事務 に 関し て 知り 得た 個人 情報 の 内容 を みだり に 他人 に 知らせ、又は 不当 な 目的 に 利用 して は なら ない こと その 他 個人 情報 の 保護 に 関し 必要 な 事項 を 周知 する もの と する。

#### (取得 の 制限)

第3 乙は、この 契約 による 事務 を 行う ため 個人 情報 を 取得 する とき は、その 事務 の 目的 を 明確 に し、当該 目的 の 達成 の ため に 必要 な 範囲 内 で、適法 かつ 適正 な 方法 により 取得 し なければ なら ない。

#### (適正 管理)

第4 乙は、この 契約 による 事務 に 関し て 知り 得た 個人 情報 の 漏えい、滅失 又は き損 の 防止 その 他 の 個人 情報 の 適切 な 管理 の ため に 個人 情報 の 取扱 責任 者 の 設置 等 の 管理 体制 の 整備 など、必要 な 措置 を 講じ なければ なら ない。

#### (従事 者 の 監督)

第5 乙は、その 従事 者 に 個人 情報 を 取り 扱わ せる に 当たっ ては、当該 個人 情報 の 適正 な 管理 が 図ら れる よう、当該 従事 者 対し する 必要 な 監督 を 行わ なければ なら ない。

#### (目的 外 利用 及び 提供 の 禁止)

第6 乙は、この 契約 による 事務 に 関し て 知り 得た 個人 情報 を、契約 の 目的 以外 の 目的 の ため に 利用 し、又は 第三者 に 提供 して は なら ない。ただし、あらか じめ 委託 者 (以下 「甲」という。) の 書面 による 指示 又は 承諾 を 受け た とき は、この 限り で は ない。

#### (複写 又は 複製 の 禁止)

第7 乙は、この 契約 による 事務 を 行う ため 甲 から 提供 を 受け た 個人 情報 が 記録 され た 資料 等 を 複写 し、又は 複製 して は なら ない。ただし、あらか じめ 甲 の 書面 による 承認 を 受け た とき は、この 限り で ない。

#### (再委託 の 禁止)

第8 乙は、この 契約 による 個人 情報 を 取り 扱う 事務 につい て、第三者 に 再委託 し、又は 下請 させ て は なら ない。ただし、あらか じめ 甲 の 書面 による 承認 を 受け た とき は、この 限り で ない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。